

諮問日：令和元年5月16日（令和元年度（情）諮問第3号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（情）答申第15号）

件名：神戸簡易裁判所における特定年の訴訟事件等の当事者名等の一覧の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「昭和63年の、訴訟事件（ハ）、督促事件（ロ）の、当事者名、住所、事件名、代理人名、終結日、終結の内容（取下げ、判決確定等）の、一覧となったもの等」の開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が、「民事・行政第一審事件簿（神戸簡易裁判所、昭和63年分）」及び「督促事件簿（神戸簡易裁判所、昭和63年分）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が平成31年3月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判の公開の原則から、氏名、法人等の名称を明らかにすることによって、裁判ほか司法手続の公正を維持し、国民の権利を守ることに資する。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち当事者の氏名は、個人識別情報であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報であって、いずれも同号ただし書イ、ロ、ハに相当する事情がないから、

不開示とすべきである。また、法人等の名称は、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）に相当する情報であるから、不開示とすべきである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年5月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、当事者名（氏名又は法人等の名称）、訴訟物の価額、請求の価格及びちょう用印紙額の各記載並びに裁判所職員の印影であると認められる。

苦情申出人は、裁判の公開の原則から、氏名、法人等の名称は明らかにすべきである旨を主張するものと解される。しかし、氏名については法5条1号に規定する個人識別情報に相当するところ、裁判の公開は、裁判の公正及び司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものであり、その限度において開廷の前後に訴訟関係者に関する情報が開披されることがあるとしても、そのことをもって直ちに、氏名に係る情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当するとはいえない。したがって、氏名について同号イに相当する事情があるとはいえない。そのほか、同号ロ及びハに相当する事情も認められない。

また、裁判の公開の趣旨が上記のものであることを踏まえれば、法人等の名称についても同様に、同条2号イに規定する公にすると法人等の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当すると認められる。

したがって、本件不開示部分のうち当事者名（氏名又は法人等の名称）は、同条1号又は2号イに規定する不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち当事者名（氏名又は法人等の名称）は法5条1号又は2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人